

誓約書

盛岡市長 様

(申請者)

年 月 日

法人名または団体名等

代表者職・氏名

私は、盛岡市分煙施設整備費補助金の交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消されることとなっても異議を申し立てません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- 市税の滞納はありません。
- 事実確認のため、市が申請者の住民記録及び税情報を閲覧することに同意します。
- たばこの製造、卸売又は輸入の事業を営む者ではありません。
- 民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者、会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、破産法（平成16年法律第75号）第18条の規定による破産手続開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者ではありません。
- 分煙施設の設置及び運営にあたり、健康増進法（平成14年法律第103号）を遵守し、公序良俗に反しません。
- 建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令に基づく手続きの必要性を確認しています。（確認の結果、手続きの必要性がない場合も をしてください）
- 補助を受けた分煙施設の供用開始日から、5年間は継続して運営します。
- 自己都合により、5年以内に分煙施設を廃止する場合は、経過期間に応じて計算された金額を市に返還することに同意します。
- 分煙施設を設置することについて、事業着手前に近隣の住居者や町内会等から了解が得られています。
- 本補助金の申請にあたり、虚偽の申請や報告などの不正行為は行いません。